



診療用エックス線装置の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	医療法施行規則第30条第1項第1号に規定するエックス線管及び照射筒の遮へい		有	・	無	
	総	ろ	過	ミリメートル	アルミニウム当量 モリブデン当量	
	透視装置	患者への入射線量率 50ミリグレイ/分		以下	・	超える
		一定時間経過時に警告音等を発することができる透視時間を積算するタイマー		有	・	無
		高線量率透視制御		有	・	無
		焦点皮膚間距離保持装置又はインターロック		有	・	無
		受像面を超えないように照射野を絞る装置		有	・	無
		受像器を通過したエックス線が150マイクログレイ/時（接触可能表面から10センチメートル）		以下	・	超える
		最大照射野を3センチメートルを超える部分を通過したエックス線が150マイクログレイ/時（接触可能表面から10センチメートル）		以下	・	超える
	利用線錐以外のエックス線を有効に遮へいするための被照射体周囲の適当な装置		有	・	無	
	撮影装置	照射野絞り装置		有	・	無
		医療法施行規則第30条第3項第2号に規定する焦点皮膚間距離		以下	・	超える
	撮影装置胸部集検用間接	利用線錐が角錐型かつ受像面を超えない照射野絞り装置		有	・	無
		接触可能表面から10センチメートルにおいて1マイクログレイ/1ばく射以下となる受像器の一次遮へい体		有	・	無
		10センチメートルにおいて1マイクログレイ/1ばく射以下となる被照射体周囲の箱状の遮へい物		有	・	無
	移動型・携帯装置	エックス線管焦点及び患者から2メートル以上離れて操作できる構造		有	・	無
		装置の保管場所				
	治療用装置	ろ過板が引き抜かれた場合、エックス線の発生を遮断するインターロック		有	・	無
口内法撮影装置	照射筒先端における照射野の直径				センチメートル	

エックス線診療室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	使用の場所		
	遮へい物を設ける場所	遮へい物	構造、材料、厚さ
		天井	
	床		
	周囲の画壁等	(東)	
		(西)	
		(南)	
		(北)	
		監視用窓	
	出入口の扉		
	その他の開口部		
	操作室	有・無 ( )	
	診療室の標識	有・無	